

「いじめ防止基本方針」

八王子市立別所中学校

「いじめの定義」

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係のある他の生徒が行う、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうるものであり、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識をもち、すべての生徒に「いじめは決して許されない」という指導を徹底するとともに、軽微ないじめも見逃さないようにし、正確な認知を行う。また、生徒が安心して、充実感をもって学校生活を送れるようにすることが必要である。

学校は、いじめの未然防止と共に早期発見・対応・解決するために、いじめに関する情報は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で共有するとともに組織的に対応する。そして、教育委員会や家庭、地域、関係諸機関等と連携していくことが必要である。

2 校内組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止や取り組みなどについて中心となって機能する組織とする。構成メンバーは、校長・副校長・生活指導主任・教務主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・いじめ対策委員会コーディネーターとする。水曜日に「いじめ対策委員会」を開催する。（週1回）

また、全教職員を構成メンバーとした「いじめ対策総合委員会」を開催し、学校全体の情報を共有し、対応方法について共通理解を深める。（月1回）

3 未然防止や早期発見のための措置

(1) いじめ対策委員は、いじめ対策委員会コーディネーターや生活指導部会で出された情報を共有し、未然防止・対応・解決の取り組み等について検討する。

(2) 年4回（ふれあい月間3回、他に1回）生活アンケート調査を行い、情報を集める。また、その情報を「いじめ対策委員会」や「生活指導部会」で共有する。

(3) 生活アンケート調査後、必要に応じて、二者面談を実施する。

- (4) 日頃から生徒の様子を細かく観察する。また、家庭における気になる変化について、すぐに学校に知らせてくれるよう保護者をお願いする。
- (5) 道徳の授業を中心に「人権教育」の観点から、思いやりの心や互いを認め合う人間関係を日常生活の中でも育て、自他の権利を重んじる心情や態度を養う。
- (6) 生徒の心の悩みを正確に受け止めるために、スクールカウンセラーを中心に関係諸機関と連携を取り、「心の教室」での相談活動を有効に活用する。
- (7) すべての教科においてSNS等の情報モラル教育を推進する。
- (8) 子ども見守りシート等を活用し、子どもの変化の様子を保護者とも連携し、対応する。
- (9) 5時間授業の日を、二者面談やSCとの個別面談などの取組みをする時間として活用し、生徒理解を深める。

4 発生時の対応

- (1) いじめの詳細な事実確認を組織的に行う。
- (2) いじめを受けた生徒・保護者への情報提供及び支援を行う。
- (3) いじめを行った生徒を指導し反省させる。また、いじめを受けた生徒に対して、反省の言葉を言う場面を設ける。いじめを行った生徒の保護者へ連絡し、再発防止に協力してもらう。
- (4) 重大事態の場合、教育委員会と連携し、事実を明確にするための調査を行う。また、犯罪行為と判断されるような場合には、警察、関係諸機関とも連携し、解決に向けて対応していく。